

中間前金払取扱要領

平成14年12月24日
土企第1862号

1 対象工事

(1) 沖縄県の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供する事を目的とする機械類の製造を除く。）とする。

2 中間前金払の対象となる経費の範囲

1件の請負代価が1千万円以上であって、かつ、工期が120日以上工事について、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、仮設費、労働者災害補償保険及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

3 中間前金払の割合

請負代価の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代価の10分の6をこえてはならないものとする。

4 国庫債務負担行為に係る特例

(1) 国庫債務負担行為に係る契約分については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて当該年割額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

5 認定の方法

(1) 監督課（室・所）長は、請負者から中間前金払に係る認定の請求（別紙様式1）があったときは、当該契約に係る工期の1/2（国庫債務負担行為にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金銭面でも2分の1（国庫債務負担行為にあつては、年割額の2分の1）以上であるかを調査するものとする。また、認定請求後、原則7日以内に結果を通知しなければならない。

調査に当たっては、工事履行報告書（別紙様式2）により行うこととし、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

(2) 認定権者（前1号の規定により調査する者をいう）は、その結果が妥当と認めるときは、認定調書（別紙様式3）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を請求書に添付して支出手続きを行うものとする。

本庁契約事務所監督工事については、認定権者は、認定調書1部を主管課長あて送付するものとする。

6 中間前金払と既済部分払の選択

請負代金の一部を工期中途において支払う場合、中間前金払によるか又は既済部分払によるかは、あらかじめ選択するものとする。ただし、中間前金払を行った後、正当な事由により既済部分払の必要が生じた場合は、約定した回数及び金額の範囲内において既済部分払いを行うことができる。

附 則

この要領は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

監督室（所）長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

印

中間前金払認定請求書

契約書第 3 5 条第 項の規定に基づき下記工事について中間前金払を受けたいので認定されたく請求致します。

記

1 工 事 名

2 請負代金額

3 契約年月日

4 工 期 着工 平成 年 月 日
完成 平成 年 月 日

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日		
日 付	平成 年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
平成 年 月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
平成 年 月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
<p>上記工事は 2 分の 1 以上進捗していることを確認する。</p> <p style="text-align: center;">監督員等 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印

認 定 調 書

工 事 名	
契 約 の 相 手 方	
施 行 場 所	
工 期	
契 約 金 額	
摘 要	
<p>上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をする事ができる要件を具備していることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">監督課（室・所）長 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	